

諸外国における被害者の聴取結果等を
記録した録音・録画記録媒体に特別の証
拠能力を認める規定（仮訳）

- ・アメリカ（連邦）
- ・イギリス
- ・韓国
- ・オーストラリア（首都特別地域）

諸外国における被害者の聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に特別の証拠能力を認める規定関連条文和訳（アメリカ合衆国（連邦））（仮訳）※令和2年9月時点

○ 合衆国法典

第 3509 条（児童の被害者と児童の証人の権利）

(a) 定義

本条において、

- (1) 「大人の付添人」とは、第(i)項に規定する、心情的な支援を提供する目的で、裁判手続を通して児童に付き添う大人を意味し、
- (2) 「児童」とは、18歳未満の者であり、
 - (A) 身体的虐待、性的虐待若しくは搾取の罪の被害者若しくは被害者とされる者、又は
 - (B) 他人に対して犯された犯罪の証人である者若しくは証人とされる者を意味し、
- (3)～(5) （略）
- (6) 「搾取」は、児童のポルノグラフィ又は児童買春を意味し、
- (7) （略）
- (8) 「性的虐待」は、性的に露骨な行為、強姦、性的いたずら、売春若しくは他の形態の児童の性的搾取又は児童との近親相姦を行わせ又は他人が行うことを援助させるために、児童を雇用、使用、説得、勧誘、誘惑又は強制することを含み、
- (9) 「性的に露骨な行為」とは、
 - (A) 同性間か異性間かにかかわらず、性器対性器、口対性器、肛門対性器又は口対肛門の方法による性的な接触を含む性交。性的な接触とは、直接若しくは衣服を通して、虐待し、恥をかかせ、悩ませ、品位を落とすしめ、又は何人かの性的欲望を刺激し若しくは満足させる意図で、人の性器、肛門、鼠径部、胸部、内側の太股、又は臀部に故意に触れる行為
 - (B) 獣姦
 - (C) 自慰行為
 - (D) 人又は動物の性器又は陰部のみだらな公開
 - (E) サディスティック又はマゾヒスティックな虐待を実際に行い又はこれらをまねる行為を意味し、

(10)～(12) (略)

を意味する。

(b) 裁判所における生の証言に代わる方法

(1) (略)

(2) ビデオ録画された児童の証言録取 (deposition)

(A) 児童に対する犯罪容疑に関する手続において、連邦検事、児童の弁護士、児童の両親若しくは後見人又は第(h)項に基づき任命された訴訟のための後見人は、児童の証言を証言録取するとともに、それをビデオテープに録画・保存する旨の命令を求めて申立てをすることができる。

(B)(i) 裁判所は、(A)に規定する時機にかなった申立てを受けたときには、児童が、事実審理時に、次のいずれかの理由により、被告人、陪審員、裁判官及び傍聴人が現に所在する公開の法廷で証言することができない可能性があるか否かについて、予備的な認定をするものとする。

(I) 児童が恐怖のため証言することができなくなると見込まれる

(II) 専門家の証言によって、公開の法廷で証言することにより心的外傷を被る相当の可能性があることが立証された

(III) 児童が精神その他の疾患を患っている

(IV) 被告人又は弁護人の行為が、児童による証言継続を不可能ならしめる

(ii) 裁判所は、(i)に掲げるいずれかの理由により、児童が公開の法廷で証言することができないであろうと認めた場合、ビデオテープにより児童の証言を取得・保存することを命じるものとする。

(iii) 事実審裁判官は、児童のビデオテープ証言録取を主宰し、実際の裁判と同様に、あらゆる問題を裁定するものとする。この手続において、他に同席が許可され得るのは次に掲げる者だけである。

(I) 連邦検事

(II) 被告人の弁護士

(III) 児童の代理人弁護士又は第(h)項に基づき任命された訴訟のための後見人

(IV) 録画装置を作動させるのに必要な者

(V) (IV)の条件付きで、被告人

(VI) 児童の福祉と健康のために同席が必要であると裁判所が認めた者

被告人は、弁護人を頼む権利、自己に不利な証言をする証人に対する対面権、児童に対する反対尋問権を含む、事実審理において被告人に適用される権利を与えられる。

(iv) (i)の不可能性の予備的な認定が、被告人が現に所在する中では児童が証言することができないとの証拠に基づくものである場合、裁判所は、本人訴訟の被告人も含め、証言録取が実施される部屋から被告人を退出させる命令を出すことができる。裁判所は、被告人に対し、証言録取が実施される部屋から退出するように命じた場合、二方向閉回路テレビ設備により、児童が証言する部屋に被告人の姿を、被告人がその手続を見ている部屋に児童の証言をそれぞれ中継し、その証言録取中、被告人に対し、弁護士と秘密にかつ証人尋問と同時に意思疎通する手段が与えられるよう命じるものとする。

(v) ビデオテープの取扱い

尋問に何らかの方法で立ち会った全ての者の姿と声が含まれる児童の尋問の完全な記録は、速記録を添付して、ビデオテープとして作成・保存するものとする。ビデオテープは、当該訴訟が係属する裁判所の書記官に交付され、検察官、被告人及び被告人の弁護士が、通常の業務時間内に閲覧することができるようにするものとする。

(C) 事実審理の際、裁判所が、児童が(B)(i)に掲げる理由により証言することができないと判断した場合、裁判所は、当該児童の法廷での証言に代えて、ビデオテープに録画されたその児童の録取証言を証拠として許容することができる。裁判所は、本項の決定について、記録上、その認定を記載するものとする。

(D) 裁判所は、最初のビデオテープが作成された後、事実審理前又は事実審理中に、新たな証拠が発見されたとの時機にかなった通知を受けたときは、正当な理由が示されれば、ビデオテープに録画される追加の証言録取を命じることができる。その児童の証言は、命令を発する基礎として裁判所が特定した事項に制限される。

(E) 本項に基づき録画される証言録取を行うことに関連して、裁判所は、児童のプライバシーを保護するため、保護措置を命じることができる。

(F) 本項に基づき行われた証言録取のビデオテープは、裁判所が判決を言い渡した日から5年後に破棄されるものとするが、最高裁判所の審理を含む上訴審での最終的な判断の前であってはならない。そのビデオテープは、裁判記録の一部となり、廃棄されるまで裁判所において保管されるものとする。

(c)~(h) (略)

(i) 大人の付添人

訴訟手続において証言し、又は訴訟手続に参加する児童は、当該児童に心情面での支援を行う大人の付添人による付添いを受ける権利を有する。裁判所は、裁量により、児童が証言する間、大人の付添人が、児童の直近におり、又は児童と接触しているこ

とを許すことができる。裁判所は、手続の間、大人の付添人が児童の手を握ること又は児童が大人の付添人の膝上に座ることを許すことができる。大人の付添人は、児童の証言の間、児童に対して、児童に向けられたいかなる質問であってもその答えを教え、又は促してはならない。大人の付添人の姿は、児童が証言し又は証言録取されている間、ビデオテープに録画されなければならない。

(j)~(m) (略)

諸外国における被害者の聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に特別の証拠能力を認める規定関連条文和訳（イギリス）（仮訳）※令和2年9月時点

○ 1999年少年司法及び刑事証拠法

第16条 年齢又は障害を理由とする証人の支援の適格

- (1) 本章において、刑事手続における証人（被告人を除く。）は、次に掲げる場合に、本条による支援の適格を有するものとする。
 - (a) 審問の時点において18歳未満であるとき、又は
 - (b) (2)項に該当する事由により、証人が提供する証拠の質が減殺され得ると裁判所が思料するとき
- (2) 本項の事由は、次に掲げるものである。
 - (a) 証人が
 - (i) 1983年精神保健法における意味での精神障害を有するとき
 - (ii) 知能又は社会生活機能に重大な障害を負っているとき
 - (b) 証人が身体障害を有している、又は身体的異常による影響を受けているとき
- (3) (1)項(a)における「審問の時点」とは、証人に関し、第19条(2)項のための決定を裁判所が下す時点を意味する。（注1）
- (4) 証人が(1)項(b)に該当するか否かを決定するに当たり、裁判所は、証人が表明したあらゆる意見を考慮しなければならない。
- (5) 本章において、証人の証拠の質とは、完全性、一貫性及び正確性の点での質である。そして、「一貫性」とは、証人に対する質問に対応した、個別的にも総合的にも理解できる回答を行うための証拠提供能力をいう。

第17条 証言に対する不安や苦痛を理由とする証人の支援の適格

- (1) 本章において、刑事手続における証人（被告人を除く。）は、当該手続における証言に関連する証人側の不安又は苦痛といった理由により、当該証人が提供する証拠の質が減殺されると裁判所が思料した場合に、本項による支援の適格を有するものとする。
- (2) 証人が(1)項に該当するか否かを決定するに当たり、裁判所は、特に、次に掲げる事由を考慮しなければならない。
 - (a) 当該手続に関連する犯罪の性質及びその状況

- (b) 証人の年齢
 - (c) 関連するものとして、次に掲げる事由が裁判所にとって明らかであるか
 - (i) 証人の社会的・文化的背景や民族的起源
 - (ii) 証人の家庭内・職場内の環境
 - (iii) 証人のあらゆる宗教的信条・政治的主張
 - (d) 以下の者の証人に対する振る舞い
 - (i) 被告人
 - (ii) 被告人の家族又は関係者
 - (iii) その他手続上、被告人又は証人となり得る者
- (3) 当該問題を判断するに当たり、裁判所は、証人が表明した意見を追加的に考慮しなければならない。
- (4) 性犯罪又は2015年現代奴隷法1条若しくは2条の罪の被害者が、これらの罪（又はこれらの罪及びその他の罪）に関する手続の証人である場合には、当該証人が裁判所に本項に基づく適格を望まない旨を告げた場合を除き、本項により、当該手続に関連する支援の適格を有するものとする。
- (5) 関連犯罪（又は関連犯罪及びその他の犯罪）に関する手続の証人は、証人が裁判所に本項に基づく適格を望まない旨を告げた場合を除き、本項により、当該手続に関連する支援の適格を有するものとする。
- (6) 別表1Aに規定するものを(5)項における関連犯罪とする。（注2）
- (7) 国務大臣は、命令により、別表1Aを改正することができる。

第18条 適格証人に対して利用可能な特別措置

- (1) 本章において、
- (a) 第23条から第30条までの各規定による特別措置命令によって講じられ得る対策は、第16条により支援の適格が認められる証人に関して利用可能な特別措置であり、かつ、
 - (b) 第23条から第28条までの各規定による特別措置命令によって講じられ得る対策は、第17条により支援の適格が認められる証人に関して利用可能な特別措置である。

ただし、本項は、(2)項の規定の適用を妨げない。（注3）

- (2)～(5) (略)

第27条 主尋問としての録音・録画された証拠

- (1) 特別措置命令は、証人の聴取の録音・録画記録が、当該証人の主尋問としての証拠として許容されることを定めることができる。
- (2) ただし、特別措置命令は、裁判所が、事案の全事情を考慮した上で、司法の利益の観点から録音・録画記録又はその一部を証拠として許容すべきではないとの意見に至った場合には、本条に基づき録音・録画記録又はその一部を証拠として許容する旨を定めることができない。
- (3) (2)項に関して、録音・録画記録の一部が、本条の下、証拠として許容されるべきではないかを検討するに当たり、裁判所は、その一部を証拠とすることにより生じ得る被告人に対するあらゆる偏見より、録音・録画された聴取の全部又は実質的に全部を示すことの望ましさが上回るか否かを検討しなければならない。
- (4) 特別措置命令が本条に基づき録音・録画記録を証拠として許容することを定めた場合において、次のいずれかに掲げる場合には、裁判所は、それにもかかわらず、当該記録を証拠として許容しないことを事後的に命ずることができる。
 - (a) 裁判所にとって以下のように思われるとき
 - (i) (通常の方法によるものか特別措置命令に基づくものかを問わず) 証人に対して反対尋問を実施できないであろう場合であり、かつ
 - (ii) 当該証人に対する反対尋問が必要ないと見込まれるとの合意が手続の当事者間において成立していない場合
 - (b) 録音・録画記録が作成された状況の開示を求める刑事訴訟規則のいずれかが、裁判所を満足させるほどに遵守されていなかったとき
- (5) 本条により録音・録画記録を証拠として許容するときは、
 - (a) 次に掲げるいずれかの場合を除き、当該記録を証拠として提出する当事者によって、当該証人が召喚されなければならない。
 - (i) その証人の反対尋問に関する証拠が、第 28 条に基づき許容される記録を用いて提供されることを特別措置命令が定めた場合
 - (ii) 手続の当事者間において(4)項(a)(ii)に定める合意がなされているとき
 - (b) 証人は、裁判所の見解によればその証人の記録された尋問によって扱われる問題に関し、裁判所の許可を得ることなく、当該記録以外の方法により、主尋問としての証拠を提出することができない。
- (6) (2)項の規定に従って録音・録画記録の一部のみが本条により許容される旨を特別措置命令が定めた場合には、(4)項及び(5)項における録音・録画記録又は記録された証言とは、証拠として許容された部分の記録又は証言を指す。
- (7) 裁判所は、司法の利益にかなうと思料する場合は、(5)項(b)の許可を与えることがで

き、かつ、次のいずれかによりこれを行うことができる。

(a) 当該手続の一方当事者による申立て

(b) 裁判所の職権

(8) (削除)

(9) 裁判所は、(5)項(b)の許可を与える際、証人が問題となっている当該証拠をライブリック方式で提供するよう命ずることができる。

(9A) 裁判所は、(9)項に従ってライブリック方式で証拠を提供するよう命じる場合には、特別措置命令において、第24条第(1A)項に基づいてこれを実施することができる旨の条件を当該命令に付すこともできる。(注4)

(10) (略)

(11) 本条は、本条以外の方法で許容されるあらゆる録音・録画記録の許容性に影響を及ぼさない。

第28条 録音・録画による反対尋問又は再尋問

(1) 特別措置命令が、第27条に基づき証人の主尋問としての証拠として録音・録画記録を許容する旨を定めた場合、当該命令は、次に掲げるものも定めることができる。

(a) 当該証人のいかなる反対尋問や再尋問も、録音・録画すること、かつ

(b) 反対尋問又は再尋問と関係する限り、そのような録音・録画記録を、それぞれ、反対尋問又は再尋問における証人の証拠として許容すること

(2) そのような記録は、刑事訴訟規則又は当該命令が定めた者が在席し、被告人が在席しない場で作成されなければならない、他方、次に掲げる状況の下で作成されなければならない。

(a) 裁判官若しくは控訴院裁判官（又はその両者）及び当該手続で活動している法的代理人が、尋問を見聞し、録音・録画記録が作成される場に現在する者らと意思疎通を図ることができる、かつ

(b) 被告人が、当該尋問を見聞し、自身のために活動する法的代理人との意思疎通を図ることができること

(3) 2名以上の法的代理人が手続の一方当事者のために活動している場合において、(2)項(a)及び(b)の要件が、関連する全期間において少なくともそれらの代理人のうち1名に関して充足されている場合には、それらの要件は、法的代理人らとの関係で充足されるものとみなす。

(4) 特別措置命令が、本条に基づき録音・録画記録を証拠として許容すると定めた場合において、裁判所は、それにもかかわらず、(2)項、刑事訴訟規則又は当該命令の要件

が、裁判所を満足させるほどに遵守されていなかった場合には、当該記録を証拠として許容しない旨を事後的に命じることができる。

- (5) (1)項に従って証人の尋問の録音・録画記録が作成された場合において、裁判所が、当該証人の後の反対尋問又は再尋問に関し、(1)項(a)及び(b)において言及された条件を付す旨の追加の特別措置命令を出さない限り、(第 27 条又は本条において許容された記録による場合であれ、当該記録以外のものであれ、)当該証人に対して、その手続において当該証人から提供されたあらゆる証拠との関係で、後に反対尋問又は再尋問を実施することができない。
- (6) 裁判所は、次の各号の一を認めた場合にのみ、追加の命令を出すことができる。
- (a) (1)項による元の録音・録画記録の作成以降、当事者がそれまでに合理的な注意を払っても確かめることができなかつた事柄に気づき、当該当事者が、提案された反対尋問を望むこと
- (b) その他のいかなる理由であれ追加的命令を出すことが司法の利益にかなうこと
- (7) 本条は、(被告人が反対尋問を行うことができる場合において)被告人自身による証人に対する反対尋問との関係で適用されるものと解してはならない。

(注 1) 第 19 条(2)は、証人が第 16 条又は第 17 条による支援の適格を有するか否かを裁判所が決定するに当たり、裁判所に対し、証人との関係で利用可能なあらゆる特別措置(又はその組合せ)によって、当該証言の質を改善し得るか否かを決定しなければならないこと等を定めるものである。

(注 2) 別表 1 A には、第 17 条に係る「関連犯罪」が列挙されており、例えば、人の死を引き起こすために銃火器や刃物が使用されたとされる殺人事件等の犯罪が列挙されている。

(注 3) 第 18 条(2)は、裁判所が、一定の場合には、国務大臣から通知を受けるまで、特別措置を認めることができないこと等を定めるものである。

(注 4) 第 24 条第 (1A) 項は、証人がライブリンク方式で証言する間に、証人に対する付添いを認める規定である。

諸外国における被害者の聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に特別の証拠能力を認める規定関連条文和訳（韓国）（仮訳）※令和2年7月時点

○ 性暴力犯罪の処罰等に関する特例法

第30条（映像物の撮影・保存等）

- 1 性暴力犯罪の被害者が19歳未満であり、又は身体的若しくは精神的障害により事物を弁別し、若しくは意思を決定する能力が微弱な場合には、被害者の陳述内容と調査過程をビデオ録画機等映像物録画装置により撮影・保存しなければならない。
- 2 第1項の規定による映像物の録画は、被害者又は法定代理人がこれを望まない意思を表示した場合には、撮影をしてはならない。ただし、加害者が親権者の一方である場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による映像物の録画は、調査の開始から終了までの全過程及び客観的情況を録画しなければならない。録画が完了したときは、遅滞なく、その原本を被害者又は弁護士の前で封印し、被害者をして記名捺印又は署名させなければならない。
- 4 検事又は司法警察官は、被害者が第1項の録画場所に到着した時刻、録画を始めて終えた時刻その他録画過程の進行経過を確認するために必要な事項を調書又は別の書面に記録した後、捜査記録に編綴しなければならない。
- 5 検事又は司法警察官は、被害者又は法定代理人が申請する場合には、映像物の撮影過程において作成した調書の写しを申請人に発給し、又は映像物を再生して視聴させなければならない。
- 6 第1項の規定により撮影した映像物に収録された被害者の陳述は、公判準備期日又は公判期日において、被害者や調査過程に同席していた信頼関係にある者又は陳述助力人の陳述により、その成立の真正が認められた場合に証拠とすることができる。
- 7 何人も、第1項の規定により撮影した映像物を、捜査及び裁判の用途以外の目的で使用してはならない。

○ 児童・青少年の性保護に関する法律

第26条（映像物の撮影・保存等）

- 1 児童・青少年対象性犯罪被害者の陳述内容と調査過程は、ビデオ録画機等映像物録画

装置により撮影・保存しなければならない。

- 2 第1項の規定による映像物の録画は、被害者又は法定代理人がこれを望まない意思を表示したときは、撮影をしてはならない。ただし、加害者が親権者の一方である場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定による映像物の録画は、調査の開始から終了までの全過程及び客観的状況を録画しなければならない。録画が完了したときは、遅滞なく、その原本を被害者又は弁護士の前で封印し、被害者に記名捺印又は署名させなければならない。
- 4 検事又は司法警察官は、被害者が第1項の録画場所に到着した時刻、録画を開始し、終えた時刻その他録画過程の進行経過を確認するために必要な事項を調書又は別の書面に記録した後、捜査記録に編綴しなければならない。
- 5 検事又は司法警察官は、被害者又は法定代理人が申請する場合には、映像物の撮影過程において作成した調書の写しを申請人に交付し、又は映像物を再生して視聴させなければならない。
- 6 第1項から第4項までの手続に従って撮影した映像物に収録された被害者の陳述は、公判準備期日又は公判期日に被害者又は調査過程に同席していた信頼関係にある者の陳述により、その成立の真正が認められたときは、証拠とすることができる。
- 7 何人も、第1項の規定により撮影した映像物を、捜査及び裁判の用途以外の目的で使用してはならない。

諸外国における被害者の聴取結果等を記録した録音・録画記録媒体に特別の証拠能力を認める規定関連条文和訳（オーストラリア首都特別地域）（仮訳）※令和2年9月時点

○ 1991年証拠（雑則）法

第4. 2部

第43条（特別な要件—特定の手続）

手続についての表のコラム3で言及された条項は、表のコラム2で言及された種別の参考人に対して適用される。

表 43. 4 性犯罪に係る手続

コラム1 項目	コラム2 参考人の種別	コラム3 条項
1	被害者	(略) 第4. 3. 3章 (特別な要件—警察官による聴取の視聴覚記録) (略)
2	類似行為の参考人	(略) 第4. 3. 3章 (特別な要件—警察官による聴取の視聴覚記録) (略)
3	児童	(略) 第4. 3. 3章 (特別な要件—警察官による聴取の視聴覚記録) (略)
4	知的障害を有する参考人	第4. 3. 3章 (特別な要件—警察官による聴取の視聴覚記録) (略)
5	障害を有する参考人	(略)
6	特別な関係を有する参考人（注1）	第4. 3. 3章 (特別な要件—警察官による聴取の視聴覚記録) (略)

第4. 3部 特別な要件—一般

第4. 3. 1章 序則—第4. 3部

第46条（定義—第4. 3部）

この部において、各条における「関連手続」とは、第43条に従って当該条項が適用される手続を意味する。この部において、各条における「参考人」とは、第43条に従って当該条項が適用される参考人を意味する。

第4. 3. 3章 特別な要件—警察官による聴取の視聴覚記録

第51条（視聴覚記録の意義—第4. 3. 3章）

- (1) 本章において、「視聴覚記録」とは、関連手続の参考人が、当該手続の対象たる犯罪の捜査に関し、規定された者（prescribed person）（注2）によりなされた質問に対してした回答の視聴覚記録をいう。
- (2) 視聴覚記録は、次に掲げるものを含まなければならない。
 - (a) 記録が作成された日及び作成された場所
 - (b) 記録の作成を開始した時刻及び終了した時刻
 - (c) 質問途中の全ての中断の開始時刻及び終了時刻、当該中断の理由
 - (d) 記録中のあらゆる部分に登場する者の個々の名前
 - (e) 記録中のあらゆる部分に登場するそれぞれの者につき—その者が登場した場面
- (3) 視聴覚記録は、
 - (a) 参考人の回答と質問の正確な記録として、規定された者に認証されなければならない、かつ、
 - (b) 記録が提出された関連手続を審理する裁判所が命令した場合を除き、編集し、又は変更してはならない。

第52条（警察官による聴取の視聴覚記録は、証拠として許容され得る）

- (1) 視聴覚記録は、
 - (a) 手続の対象たる犯罪のための関連手続の審理において再生され得るし、かつ、
 - (b) 視聴覚記録が審理において再生された場合、その記録は、参考人自らが審理に出席して証言を行ったのと同様に、当該手続における当該参考人の主尋問の証拠として許容され得る。
- (2) ただし、裁判所は、視聴覚記録の全部又は一部を証拠として許容することを拒否することができる。
- (3) 参考人は、視聴覚記録が審理において再生されている間、在廷してはならず、また、

法廷にいる者からビデオリンクによって認識可能であってはならない。

- (4) 本条は、第 56 条に定めるところに従う。
- (5) 本条において、「審理」には公判期日前審問を含む。

第 53 条（警察官による聴取の視聴覚記録－通知）

- (1) 本条は、関連手続における検察官が、視聴覚記録を証拠として提出する意思を有する場合に適用する。
- (2) 検察官は、被告人又はその弁護人に対し、次に掲げるものを交付しなければならない。
 - (a) 検察官が、視聴覚記録を証拠として提出する意思を有するとの書面通知
 - (b) その記録の反訳文の写し
- (3) 前記通知には、次に掲げるものを明示しなければならない。
 - (a) 検察官が提出する意思を有する各視聴覚記録
 - (b) 被告人及びその弁護人が、警察署又は警察署長が決定したその他の場所において、各視聴覚記録を視聴する資格が与えられること
 - (c) 各視聴覚記録へのアクセスを手配する責任を負う者（責任者）
- (4) 第(3)項(c)において、通知は、次に掲げる方法により、責任者を示すものでなければならない。
 - (a) 責任者の名前、又は
 - (b) 規則が定める身分の保有者を明示すること

第 54 条（警察官による聴取の視聴覚記録－アクセスのための通知）

- (1) 被告人又はその弁護人は、視聴覚記録にアクセスするためには、責任者に対し、文書で通知をしなければならない。
- (2) 前記通知には、次に掲げるものを明示しなければならない。
 - (a) 被告人及びその弁護人の氏名
 - (b) アクセスすることを求める各視聴覚記録

第 55 条（警察官による聴取の視聴覚記録－被告人のアクセス）

- (1) 本条は、被告人又はその弁護人が、第 54 条に基づき、視聴覚記録へのアクセスを要求する通知を行った場合に適用する。
- (2) 責任者は、第 54 条に基づく通知を受け取った後、通知した者に対し、可及的速やかに、視聴覚記録を視聴させなければならない。

- (3) 通知者は、2回以上、視聴覚記録にアクセスすることができる。
- (4) 被告人及び弁護人は、視聴覚記録の複写を入手し、又は複写を作成してはならない。

第56条（警察官による聴取の視聴覚記録－許容性）

- (1) 視聴覚記録は、次に掲げる場合にのみ、関連手続において証拠として許容される。
 - (a) 第53条に基づき通知がなされ、かつ、
 - (b) 記録の反訳文の写しが、手続の審理の開始前の合理的な時間的余裕をもって、被告人又はその弁護人に交付され、かつ、
 - (c) 被告人及びその弁護人が、記録を視聴するための合理的な機会が与えられた場合
- (2) ただし、検察官が第53条に基づく通知をしなかった場合であっても、次に掲げる場合には、視聴覚記録が証拠として許容される。
 - (a) 記録の反訳文の写しが、関連手続の審理の開始前の合理的な時間的余裕をもって、被告人又はその弁護人に交付され、かつ、
 - (b) 被告人及びその弁護人が、記録を視聴するための合理的な機会が与えられ、かつ
 - (c) 裁判所が、記録を証拠として許容することが司法の利益にかなうと思料した場合
- (3) 本条は、当事者が視聴覚記録を証拠として許容することに合意することを妨げない。
- (4) 本条において、「審理」には、公判期日前審問を含む。

第57条（警察官による聴取の視聴覚記録－陪審員裁判）

- (1) 本条は、次に掲げる場合に適用される。
 - (a) 関連手続が陪審員による事実審理であり、かつ、
 - (b) 視聴覚記録がその手続において証拠として許容される場合
- (2) 裁判所は、陪審員に対し、次に掲げる事項を告げなければならない。
 - (a) 視聴覚記録を証拠として許容することは、通常の実務であり、かつ、
 - (b) 陪審員が、視聴覚記録の方法により証言が提供されたことを理由に、被告人に不利な推論を行い、又は証言をより重く若しくは軽く見てはならないこと
- (3) 視聴覚記録の反訳文が、陪審員の証拠の理解に役立つ可能性が高いと裁判所が判断した場合、裁判所は、その反訳文が陪審員において利用できるようにすることを命ずることができる。

第58条（警察官による聴取の視聴覚記録の反訳文－裁判所のアクセス）

視聴覚記録が関連手続において証拠として許容された場合、裁判所は、当該記録の反訳文を裁判所において利用可能とするように命じることができる。

第 59 条（警察官による聴取の視聴覚記録—罰則）

(1) 権限なく、次のいずれかの行為に及んだ者には、本条の罪が成立する。

(a) 視聴覚記録を所持した

(b) 他人に対し、視聴覚記録を提供し、又は提供の申し出をした

(c) 視聴覚記録を再生し、複写し、若しくは消去し、又は他の者に再生させ、複写させ若しくは消去させた

最高刑：100 ペナルティユニット（注3）、1年の懲役又はその併科

(2) 本条において、人は、次に掲げるものとの関係で、視聴覚記録を所持し、又は何らかの行為をする場合に限って、視聴覚記録に関する権限を有するものとする。

(a) 当該記録を準備する対象となった犯罪の捜査若しくは手続、又は

(b) 再審理、再事実審理、当該手続に関する上訴、又は

(c) 第 56 条に基づき当該記録が証拠として許容され、又は許容され得るその他の手続

(注1) 「特別な関係を有する参考人」とは、次に掲げる者をいう（1991年証拠（雑則）法第42条）。

①子供の被害者を伴う性犯罪の手続において、参考人が、

・被害者の近親者、又は

・裁判所が、当該手続において、被害者と有益な支援関係を有し、かつ、当該手続において心情的な支援を提供することができるであろうと認めた者

②人の死を伴う深刻な暴力犯罪の手続において、当該人の親しい友人又は家族である者

(注2) 第51条(1)項及び同条(3)項の「規定された者」とは、性犯罪又は暴力犯罪の捜査に関し、質問に対する参考人の回答の視聴覚記録を作成する訓練等を完了した警察官等をいう（2009年証拠（雑則）規則第4条）。

(注3) 罰金の単位であり、令和2年9月時点で、1ペナルティユニットは222豪ドルである。